

2020年7月31日

従業員各位 緊急連絡

光製薬株式会社

市中感染の増加に伴う当社の対応について

2020年4月7日に政府より発令された新型コロナウイルスの感染拡大防止の為の緊急事態宣言は2020年5月25日をもって全国的に全面解除されました。

6月19日からは全国の県を跨いでの移動も解除され経済活動も再開されましたが、7月に入り、当初は東京の新宿や池袋の夜の街関連から広がった感染も、最近では全国的な広がりを見せ、しかも無症状で家庭内や職場内で感染者が急増し始めました。街中や職場や学校などで誰もが感染してもおかしくない状況になっております。

光製薬は医療用医薬品の安定供給を継続する為、従業員の皆様に下記の通りの対応をお願い致します。

なお、暫く中断しておりました時差出勤、マイカー通勤並びに在宅勤務につきましても2020年8月3日より再開させていただきます。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染対策を徹底すること。
- ② マスク着用及び咳エチケットの実施
- ③ 検温の実施
- ④ 不要な外出や他県への移動の自粛
 - (ア) 業務上必要な県をまたぐ外出・出張
8月1日より業務に必要な県をまたぐ外出・出張に関しては原則的に禁止
 - (イ) 県をまたぐ私的行事
8月1日より県をまたぐ不要不急の外出移動に関しては、原則的に自粛すること。
 - (ウ) 海外への移動
当面の間は禁止とする。

- ⑤ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加及び開催
 - (ア) 社内外の不要不急の会議・打ち合わせ
8月1日より当面の間、原則的に禁止<Web会議の活用>
 - (イ) 講習会、研修会、展示会
8月1日より当面の間、原則的に禁止
 - (ウ) 慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会
8月1日より当面の間、原則的に禁止
 - (エ) イベント、遊興施設への立ち入り等
8月1日より当面の間、原則的に禁止
- ⑥ 本人及び同居家族に新型コロナウイルスに該当する自覚症状が出た場合は、会社に連絡し、休暇を申請すること。
- ⑦ 公共交通機関の利用についてはコロナ感染対策に留意すること。
- ⑧ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従うこと。

なお、①、②、③、④の(イ)(ウ)、⑤、⑥、⑦の事項に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

要徹底事項

次の場合は会社の上司に必ず連絡し、指示を仰いでから出社するよう徹底すること。

- ① 本人や家族が発熱した場合
- ② 本人や家族が味覚や嗅覚に異変を感じた場合
- ③ 家族の学校や職場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合
- ④ 家族の学校や職場が新型コロナの為に休校や休みになった場合
- ⑤ 本人や家族が濃厚接触者の指定を受けた、又は疑わしい場合

ただし、この場合は保健所や地方自治体の指示を仰ぎ会社が出社の可否を判断することとする。

以上